

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県立大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第19号

熊本県立大学学則の一部を改正する規則

熊本県立大学学則（昭和55年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。
第46条第1項中「別表第1」の次に「及び別表第2の2」を加え、同項の表中
「高等学校教諭一種免許状（家庭）」を「高等学校教諭一種免許状（家庭）
栄養教諭一種免許状」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成17年4月1日（第3項において「施行日」という。）から施行する。（経過措置）
- 改正後の第46条第1項の規定は、平成16年4月1日（以下「適用日」という。）以後に入学した者に適用し、適用日前に在学する者については、なお従前の例による。
- 施行日以後に、本学に再入学し、転入学し、又は編入学した者が、適用日以後に入学した者の年次に属するときは、改正後の第46条第1項の規定を適用し、適用日前に在学する者の年次に属するときは、なお従前の例による。

熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第20号

熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則

熊本県立大学大学院学則（平成5年熊本県規則第12号）の一部を次のように改正する。
第6条の表環境共生学研究科の部を次のように改める。

環境共生学研究科	環境共生学専攻	博士前期課程	40人	20人
		博士後期課程	9人	3人

第31条第2項中「8単位以上」を「アドミニストレーション研究科においては8単位以上を、環境共生学研究科においては16単位以上」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。（経過措置）
- 平成17年度及び平成18年度における環境共生学研究科の専攻、課程及び収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。ただし、環境共生学研究科の修士課程は、この規則の施行の日に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

研究科	専攻	課 程	収 容 定 員	
			平成17年度	平成18年度
環境共生学研究科	環境共生学専攻	博士前期課程	20人	40人
		博士後期課程	3人	6人
		修士課程	20人	0人

- 環境共生学研究科の修士課程を修了し、引き続き環境共生学研究科の博士後期課程に進むことは、第16条の2に規定する進学とみなす。

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第21号

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則（平成13年熊本県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「第29条第3項」を「第25条の5第2項」に改め、同条第1号及び第2号中「是正の申出」を「利用停止請求」に改める。

第5条第3項中「第29条第3項」を「第25条の4第2項」に、「是正の申出」を「利用停止請求」に、「第30条」を「第25条の7第2項及び第3項」に改める。

第6条中「第16条第8号」を「第16条第2号」に改める。

第7条第5項中「第19条第6項」の次に「及び第7項」を、「事項は」の次に「、開示

請求に係る個人情報記録されている行政文書の表示」を加え、「開示請求者以外の人に係る情報の内容」を削り、同条第6項及び第7項中「第19条第6項」の次に「及び第7項」を加え、同条第8項中「第19条第7項」を「第19条第8項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(条例第19条の2第1項の規定による通知書)

第7条の2 条例第19条の2第1項の規定による通知書は、別記第8号の2様式(開示請求事案移送通知書)によるものとする。

第13条の次に次の5条を加える。

(条例第25条の2第1項の規定による通知書)

第13条の2 条例第25条の2第1項の規定による通知書は、別記第13号の2様式(訂正請求事案移送通知書)によるものとする。

(条例第25条の3の規定による通知書)

第13条の3 条例第25条の3の規定による通知書は、別記第13号の3様式(個人情報訂正実施通知書)によるものとする。

(条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項等)

第13条の4 条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項は、利用停止請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって利用停止請求をする理由とする。

2 利用停止請求書は、別記第13号の4様式(自己情報利用停止請求書)によるものとする。

(準用)

第13条の5 第12条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

(条例第25条の7の規定による通知書)

第13条の6 条例第25条の7第2項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 個人情報の全部を利用停止する旨の決定 別記第13号の5様式(個人情報利用停止決定通知書)

(2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 別記第13号の6様式(個人情報部分利用停止決定通知書)

2 条例第25条の7第3項の規定による通知書は、別記第13号の7様式(個人情報利用不停止決定通知書)によるものとする。

3 条例第25条の7第4項の規定において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第13号の8様式(自己情報利用停止請求決定期間延長通知書)によるものとする。

第16条及び第17条を次のように改める。

第16条及び第17条 削除

第20条中「第41条」を「第42条」に改める。

別記第1号様式中「法人その他の団体」を「法人」に、

「住所」を「住所 (電話番号 () -)」に改める。

別記第2号様式中

「開示請求に係る個人情報の内容」を「開示請求に係る個人情報の内容」「開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的」に、

「電話番号」を「電話番号 () - 」に改める。

別記第3号様式中

「開示請求に係る個人情報の内容」を「開示請求に係る個人情報の内容」「開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的」に、

「電話番号」を「電話番号 () - 」に、

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。」を

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。」を

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提

起することができます。」

改める。

別記第4号様式中「電話番号」を「電話番号（ ） - 」に、
「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。」を

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。
この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。」に

改める。

別記第6号様式中「第19条第6項」を「第19条第6項（第7項）」に、「ご意見」を「御意見」に、「電話番号」を「電話番号（ ） - 」に改める。

別記第8号様式中「第19条第7項」を「第19条第8項」に、
「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」を

「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」に、

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。」

「電話番号」を「電話番号（ ） - 」に改め、同様式の次に次の1
様式を加える。

別記第8号の2様式（第7条の2関係）

開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送をした開示請求事案の内容	
移送した実施機関の担当課等	(電話番号 () - (内線))
移送を受けた実施機関及び担当課等	(電話番号 () - (内線))
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

(注) 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。

(日本工業規格 A 4)